

平成27年7月30日

外務省
財務省
経済産業省

コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等に対する 資産凍結等の措置について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1596号により、同理事会制裁委員会が指定したコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、同委員会が1団体を追加指定したことに伴い、これらに対する資産凍結等の措置を講ずることとする。

1. 措置の内容

外務省告示(7月31日公布)により、コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等として指定される者に対する外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」という。)に基づく次の措置を7月31日から実施する。

i) 支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とする。

ii) 資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

2. 対象者

別添参照

(注) 今回の措置により、当該措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等は合計40個人・団体となる。

連絡・問い合わせ先

外務省アフリカ部アフリカ第1課

TEL 03-5501-8000 内線 5804

財務省国際局調査課外国為替室

TEL 03-3581-4111 内線 5289

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3241